筑紫日本語研究会規約

第１条（名称）本会は，筑紫日本語研究会と称する。

第２条（所在地）本会の事務局を，福岡市西区元岡 744 九州大学文学部国語学国文学研究室内に置く。

第３条（目的）本会は，日本語研究の進展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第４条（事業）本会は，原則として２月に１回，研究会を開催する。

第５条（会員）本会の会員は，所定の会費を納入することにより，本会が行う事業に参加することができる。

第６条（役員）本会に次の役員を置く。

代表 １名　　世話役 １名　　会計係 １名

第７条（代表・世話役）代表は，本会を代表し運営する。世話役は，代表を補佐して本会の事務を担当する。

第８条（会計）会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月末日に終わる。

第９条（会費）会費は，年額 2,000 円とする。但し，学生は免除される。

第 10 条（規約改正）本規約は，会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則　本規約は，平成 19 年６月１日からこれを運用する。

平成 25 年７月 31 日改定。平成 31 年３月 31 日改定。